

◎流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- （1） 流域下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
- （2） 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。（附則関係）

◎特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 特定復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限の特例を設けることとした。（第2条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第1条、第2条関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設又は増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和10年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長することとした。（第2条、第3条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴い、新たに教育委員会の権限に属することとされた受給権者の国籍の変更等の届出の受理等に係る事務を盛岡市が処理することとするとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）

2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）

4 施行期日

この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和14年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎医療局薬剤師奨学金返還資金貸付条例（条例第49号）

- 1 県立病院等において薬剤師の業務に従事する者に対して医療局薬剤師奨学金返還資金を貸し付けることにより、これらの者の奨学金の返還を支援し、県立病院等の薬剤師の確保を図るというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 貸付けについて定めることとした。（第3条関係）
- 4 貸付金額について定めることとした。（第4条関係）
- 5 貸付期間及び貸付方法について定めることとした。（第5条関係）
- 6 貸付けの廃止について定めることとした。（第6条関係）
- 7 貸付けの休止について定めることとした。（第7条関係）
- 8 返還について定めることとした。（第8条関係）
- 9 返還等の免除について定めることとした。（第9条関係）
- 10 返還等の猶予について定めることとした。（第10条関係）
- 11 この条例の実施に関し必要な事項は、医療局長が定めることとした。（第11条関係）
- 12 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）